

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 1 月 21 日付け 4 貿局第 492 号）

改 正 後				現 行			
(略)				(略)			
1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (略)				1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (略)			
(1) ～ (2) (略)				(1) ～ (2) (略)			
(3) 用語の解釈 (略)				(3) 用語の解釈 (略)			
ア～ケ (略)				ア～ケ (略)			
コ (削除)				コ <u>プログラム媒体の取替えが物理的に困難であるものには、半田付けの状態にあるものも含まれる。</u>			
サ～タ (略)				サ～タ (略)			
2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (略)				2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (略)			
3 税関長の確認等 (略)				3 税関長の確認等 (略)			
別紙 1				別紙 1			
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈		外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解 釈	
1 ～ 5	(略)	(略)		1 ～ 5	(略)	(略)	
6	(略)	(略)		6	(略)	(略)	
	貨物等省令第 18 条第 1 項 第一号に掲げ		以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造に係る技術（プ		貨物等省令第 18 条第 1 項 第一号に掲げ		以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造に係る技術（プ

る技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ（三）若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イ若しくはロに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）及び貨物等省令第18条第1項第二号に掲げる技術（プログラムを除く。）

プログラムを除く。）を除く。
イ 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.003ミリメートルを超えるもの（貨物等省令第5条第二号ハ（二）に該当するものを除く。）
ロ フライス削りを行うことができる工作機械であって、次のいずれかに該当するもの（貨物等省令第5条第二号ロ（四）に該当するものを除く。）
（一）輪郭制御をすることができる直線軸の数が三でかつ、輪郭制御できる回転軸の数が一のものであって、直線軸の位置決め精度に係る申告値が0.003ミリメートルを超えるもの
（二）輪郭制御することができる軸

る技術のうち、貨物等省令第5条第二号ロ（三）若しくは貨物等省令第18条第1項第一号イ若しくはロに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）及び貨物等省令第18条第1項第二号に掲げる技術（プログラムを除く。）

プログラムを除く。）を除く。
イ 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.005ミリメートルを超えるもの（貨物等省令第5条第二号ハ（二）に該当するものを除く。）
ロ フライス削りを行うことができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.0065ミリメートルを超えるもの（貨物等省令第5条第二号ロ（二）又は（四）に該当するものを除く。）

数が五以上のもの
のであって、次の
いずれにも該当
しないもの。

(貨物等省令第
5条第二号ロ（
二）4に該当す
るものを除く。

）

1 移動量が一メ
ートル未満の直
線軸のうち、い
ずれか一軸以上
の直線軸の位置
決め精度に係る
申告値が0. 0
0 3ミリメー
トル以下のもの

2 移動量が一メ
ートル以上二メ
ートル未満の直
線軸のうち、い
ずれか一軸以上
の直線軸の位置
決め精度に係る
申告値が0. 0
0 4 5ミリメー
トル以下のもの

3 移動量が二メ
ートル以上の直
線軸のうち、ミ
リメートルで表
したいずれか一
軸以上の直線軸
の位置決め精度

		<u>に係る申告値が</u> <u>、次に掲げる式</u> <u>により算出した</u> <u>数値以下のもの</u> $\frac{0.0045}{+0.007}$ $\times (L-2)$ <u>ミリメートル</u> <u>(Lはメート</u> <u>ルで表した直</u> <u>線軸の移動量</u> <u>)</u> (三) <u>ジグ中ぐり盤</u> <u>であって、いず</u> <u>れか一軸以上の</u> <u>直線軸の位置決</u> <u>め精度に係る申</u> <u>告値が0.00</u> <u>3ミリメートを</u> <u>超えるもの</u> ハ 旋削をすること ができる工作機械 であって、位置決 め精度に係る申告 値が <u>0.003ミ</u> <u>リメートルを超え</u> <u>るもの</u> 注：(省略)			
(略)	(略)			(略)	
貨物等省令第		種々の部品を加工す		(新設)	(新設)

<u>18条第1項 第4号及び第 2項中のプロ グラム</u>		<u>るための数値制御コ ードを生成するパー トプログラム作成用 のプログラムを除く 。</u>
<u>貨物等省令第 18条第3項 に掲げるプロ グラム</u>		<u>貨物等省令第5条第 四号に該当するもの のためのプログラム を除く。なお、貨物 等省令第5条第四号 に該当するものた めのプログラムは、 貨物等省令第18条 第1項第4号及び第 2項第2号の規定に 基づいて判定を行う ものとする。</u>
<u>貨物等省令第 18条第3項 第一号中のプ ログラム</u>		<u>次のいずれかに該当 するものを除く。</u> イ <u>貨物等省令第5 条第2号、第3号 又は第5号までの いずれにも該当し ない工作機械の操 作のために特別に 設計され、又は変 更されたもの</u> ロ <u>貨物等省令第5 条第2号、第3号 又は第5号までの いずれにも該当し ない工作機械とと もに輸出され、か</u>

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>貨物等省令第 18条第3項 第一号中のプ ログラム</u>		<u>貨物等省令第5条 第2号から第5号 までのいずれにも 該当しない工作機 械を数値制御する ために特別に設計 され、又は変更さ れたものを除く。</u>

			<u>つ、当該工作機械の操作のために必要最小限のもの</u>				
	(略)	(略)			(略)	(略)	
7	(略)	(略)		7	(略)	(略)	
8	(略)	(略)		8	(略)	(略)	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>貨物等省令第20条第1項第七号中の設計したプログラム</u>		<u>アプリケーションプログラム（応用プログラム）であって、貨物等省令第7条に該当する電子計算機で実行するためにはオペレーティングシステムを必要とするものを含まない。</u>
	(略)	(略)			(略)	(略)	
9	必要な技術	(略)		9	必要な技術	(略)	
	<u>貨物等省令第21条第1項第二号、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術（プログラムを除く。）</u>	<u>輸出令別表第1の9の項（7）から（11）までの中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

		者をいう。)による同条第2項に規定する信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの
		ロ (略) ハ (略)
(略)	(略)	
総合伝送速度	最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。 <u>なお、電子式交換装置においては一つのインターフェイスの片方向の速度であって、最も速いポート又はラインで測定したものをいう。</u>	

		者をいう。)による同条第2項に規定する信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの（ <u>外国でのみ販売又は無償で提供されるものについては、当該販売の態様若しくは無償で提供されることを書面により確認できるものに限る。</u> ）
		ロ (略) ハ (略)
(略)	(略)	
総合伝送速度	最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。	

	(略)	(略)
1 0	(略)	(略)
1 1	(略)	(略)
	エキスパートシステム	(略)
	<u>飛行の全行程を管理する</u>	<u>目標、危険又は他の航空機に関するデータにおける実時間の変化に反応しながら目的を達成するために航空機の状態変数及び飛行の全行程を管理することをいう。</u>
	<u>貨物等省令第23条第3項第二号中のプログラム（ソースコードのものに限る。）</u>	<u>特定の飛行管理機能を提供しない一般のコンピュータエレメント及びユーティリティ（入力信号の受信、出力信号の送信、コンピュータのプログラム及びデータのローディング、組込み試験、タスクスケジューリング機能）と関係したソースコードを除く。</u>
	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

	(略)	(略)
1 0	(略)	(略)
1 1	(略)	(略)
	エキスパートシステム	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
	<u>実時間で実行</u>	<u>電子計算機によるデータ処理であって、外部事象により刺激されたときに、</u>

<u>貨物等省令第23条第3項第五号イからへまでのいずれかに該当する技術</u>		<u>特定の飛行管理機能を提供しない一般のコンピュータエレメント及びユーティリティ（入力信号の受信、出力信号の送信、コンピュータのプログラム及びデータのローディング、組込み試験、タスクスケジューリング機能）と関係したものを除く。</u>
<u>貨物等省令第23条第3項第五号ハ中のアルゴリズム</u>		<u>オフラインメンテナンスを目的としたものを除く。</u>
<u>貨物等省令第23条第3項第五号ニ中のアルゴリズム</u>		<u>冗長構成のデータ比較により故障による影響を除去するためのもの又は予期した故障に対し地上で事前に計画した対応をするためのものを除く。</u>
<u>貨物等省令第</u>		<u>次のいずれかに該</u>

	<u>システムの負荷にかかわらず、保証された応答時間内で要求レベルのサービスを満足することをいう。</u>	
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	
<u>貨物等省令第</u>		<u>超短波全方位式無</u>

	<u>2 3 条第 3 項 第五号ホ中の 技術</u>	当するものを除く。 イ 飛行経路を最適化するためにデジタル飛行管理装置にデジタル飛行制御、航法及び推進制御のデータを統合する技術 ロ 超短波全方位式無線標識、距離測定装置、計器着陸装置又はマイクロ波着陸装置のみを統合した飛行計器装置のための技術		<u>2 3 条第 3 項 第五号ホ中の 技術</u>	線標識、距離測定装置、計器着陸装置又はマイクロ波着陸装置のみを統合した飛行計器装置のための技術を <u>除く。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
1 2	(略)	(略)		1 2	(略)
1 3	(略)	(略)		1 3	(略)
	複合材	(略)			複合材
	<u>ガス流路温度</u>	<u>ガスタービンエンジンが証明又は指定を受けた最大連続使用温度の定常状態モードにて動作している状態におけるタービン前縁面における平均よどみ点温度をいう。</u>			<u>(新設)</u>
	(略)	(略)			(略)
1 4	(略)	(略)		1 4	(略)

1 5	(略)	(略)
	実時間処理	<u>電子計算機によるデータ処理であって、外部事象により刺激されたときに、システムの負荷にかかわりなく、保証された応答時間内で要求レベルのサービスを満足することをいう。</u>
	(略)	(略)
1 6	専ら関税定率法（明治43年法律第54号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術	関税定率法（明治43年法律第54号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、関税定率法別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物以外の貨物に適用できる技術以外のものをいう。

別紙 1－2・別紙 2・別紙 2－2 (略)

別紙 3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等

第 1 役務取引許可申請に必要な書類

(1)～(8) (略)

注 1～注 7 (略)

注 8：外為令別表の 1 6 の項の中欄に掲げる技術と同項下欄に掲げる外国において提供すること又は同項下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿

1 5	(略)	(略)
	実時間処理	<u>1 1 の「実時間で実行」の解釈に同じ</u>
	(略)	(略)
1 6	関税定率法（明治43年法律第54号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術	関税定率法（明治43年法律第54号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、関税定率法別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物以外の貨物に適用できる技術以外のものをいう。

別紙 1－2・別紙 2・別紙 2－2 (略)

別紙 3 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可申請書の添付資料等

第 1 役務取引許可申請に必要な書類

(1)～(8) (略)

注 1～注 7 (略)

注 8：外為令別表の 1 6 の項の中欄に掲げる技術と同項下欄に掲げる外国において提供すること又は同項下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿

易外省令第9条第2項第七号イからニまでのいずれかに該当する場合には、その旨（同項第七号イ、ロ、ハ又はニに該当）を申請理由書（参考様式1）に記載すること。また、同項第七号イに該当する場合には、貿易外省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の該当号についても記載すること。
なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第2 （略）

第3 特定記録媒体等輸出等許可申請に必要な書類

（1）～（5） （略）

注1～注3 （略）

注4：外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供すること又は同項下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引に関する行為であって、取引が貿易外省令第9条第2項第七号イからニまでのいずれかに該当する場合には、その旨（同項第七号イ、ロ、ハ又はニに該当）を申請理由書（参考様式1）に記載すること。また、同項第七号イに該当する場合には、貿易外省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の該当号についても記載すること。
なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

易外省令第9条第2項第七号イからニまでのいずれかに該当する場合又は第八号イからニまでのいずれかに該当する場合には、その旨（同項第七号イ若しくは第八号イに該当、第七号ロ若しくは第八号ロに該当、第七号ハ若しくは第八号ハに該当、又は、第七号ニ若しくは第八号ニに該当）を申請理由書（参考様式1）に記載すること。また、同項第七号イ又は第八号イに該当する場合には、貿易外省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の該当号についても記載すること。

。なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号（2桁）を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

第2 （略）

第3 特定記録媒体等輸出等許可申請に必要な書類

（1）～（5） （略）

注1～注3 （略）

注4：外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供すること又は同項下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引に関する行為であって、取引が貿易外省令第9条第2項第七号イからニまでのいずれかに該当する場合又は第八号イからニまでのいずれかに該当する場合には、その旨（同項第七号イ若しくは第八号イに該当、第七号ロ若しくは第八号ロに該当、第七号ハ若しくは第八号ハに該当、又は、第七号ニ若しくは第八号ニに該当）を申請理由書（参考様式1）に記載すること。また、同項第七号イ又は第八号イに該当する場合には、貿易外省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号）の該

第 4 (略) 別紙 4 (略) 参考様式 1 ～ 4 (略)	当号についても記載すること。 なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類 の番号(2桁)を輸出令別表第 1 の項番の後に括弧書き で記載すること。 第 4 (略) 別紙 4 (略) 参考様式 1 ～ 4 (略)
--	---